

「まつやま農林水産物ブランド」加工品開発促進補助金 募集要領

1. 趣旨

松山市の農林水産物の認知度向上や販路拡大につなげるため、「まつやま農林水産物ブランド認定産品」（以下「ブランド産品」という。）を活用した加工品の開発を支援する。

2. 補助対象者

以下に掲げるいずれにも該当するものとする。

- ・加工品を製造し、または販売する法人（松山市内、市外は問わない）
- ・各種税金を滞納していないもの
- ・反社会的勢力に関わるものでないもの

3. 補助要件

以下に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- ・ブランド産品を活用した事業であり、松山市の農林水産業の振興に寄与するものであること
- ・開発する加工品のパッケージやラベル等に、ブランド産品を活用していることを明記すること（既存商品のリニューアルやラインナップの追加の場合は、当該商品のパッケージやラベル等で、これまでの商品と異なり、ブランド産品を活用した新商品であることが明確にわかるように表記すること）
- ・令和7年2月末までに試作品の提出が可能なものであること
- ・ブランド産品の調達にあたっては、事前にまつやま農林水産物ブランド化推進協議会事務局（以下「事務局」という）に相談の上、各ブランド産品の認定団体等から調達すること
- ・他の補助制度等による助成を受けていないこと
- ・宗教活動又は政治活動として行う事業でないこと
- ・公序良俗に反する事業でないこと

4. 補助内容

(1) 補助対象

- ①ブランド産品を活用した新たな加工品開発（既に販売している加工品の原材料を新たにブランド産品に変更する場合も含む）にかかる経費
- ②既に販売しているブランド産品を活用した加工品をリニューアルする経費

(2) 補助対象経費

補助対象経費は、試作品を作るまでの経費、商品化に必要な経費を対象とする。

区分	補助対象経費の内容
加工品開発費	報償費、原材料費、委託料、広告料、研究開発経費等
事務費	会場使用料、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費等
その他	上記以外で、まつやま農林水産物ブランド化推進協議会会長（以下「会長」という。）が認める経費

(3) 対象経費に関する留意点

- ・補助対象経費は、証拠書類によって消費税及び地方消費税の税抜き金額が確認できるものに限る。
- ・補助対象経費は、補助金の交付決定を受けた日から事業完了日までに支出したものとする。
- ・社員に対する人件費・事務所や工場など不動産の取得費や賃借料など申請法人の運営維持のために要する経費、当該商品以外にも活用する機器の導入費や維持管理料、営業活動のための旅費・交通費や飲食代、消費税及び地方消費税などの各種税金、振込手数料等は補助対象経費としない。

(4) 補助金額

対象経費（税抜）の2／3以内、補助限度額70万円

※1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする

5. 実施スキーム・スケジュール

- ・公募開始 令和6年6月21日
- ・申請受付 令和7年1月31日まで随時受付
※申請にあたっては、必ず事前相談を行うこと。
※交付決定（事業認定）を受けてから当該事業に着手すること。
- ・交付決定 申請から15日～20日間程度
- ・実績報告 令和7年2月28日まで
- ・交付金額確定 実績報告受付から15日間程度
- ・補助金支払い 交付金額確定から15日間程度

6. 認定基準

以下の認定基準に従い、まつやま農林水産物ブランド化推進協議会（以下「協議会」という。）が対象事業を決定する。

- ・対象とする市場やターゲットが明確であるか
- ・市場ニーズに沿ったものと認められるか
- ・商品の内容や対象市場、ターゲット等の面で、独自性や新規性が認められるものか
- ・生産体制が整っているか
- ・商品化までのスケジュールが妥当なものとなっているか
- ・販売手法や販売想定量が妥当なものとなっているか
- ・ブランド産品をはじめとした松山市の農林水産物の認知度向上が期待できるものか
- ・松山市の農林水産物の振興に寄与するものか

7. 必要書類

- (1) 補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書（第1号様式の別紙）
 - ・申請者基礎情報、担当者連絡先
 - ・業務内容
 - ・これまでの実績
 - ・活用するブランド産品とその調達元
 - ・事業（商品）名
 - ・商品のポイント、特長
 - ・ターゲット層、市場ニーズ

- ・商品化後の生産体制
 - ・1商品当たりのブランド産品使用量（概数）
 - ・事業完了予定日、商品発売開始予定日ほか商品化までのスケジュール
 - ・商品化後の販売手法・販売想定量
- (3) 収支予算書（第2号様式）
 - (4) 定款又は類する書類
 - (5) 納税に関する誓約書（第3号様式）
 - (6) 暴力団排除に関する誓約書（第4号様式）
 - (7) その他、会長が必要と認める書類

8. 認定後の流れ

(1) 審査結果

補助金交付決定通知書（第5号様式）により、申請者に書面で通知するものとする。

(2) 認定後の手続き

- ①交付決定を受けた補助対象事業の内容や補助対象経費に変更が生じる場合は、事務局に報告する。
- ②開発する加工品のパッケージやラベル、販促資材等のデザインについて、事前に事務局の確認を受ける。
- ③事業完了後、実績報告書類に証拠書類等を添えて補助金を請求する。（精算払い）

(3) 認定事業の情報発信や商品のPR

認定された事業は、「まつやま農林水産物ブランド」の認知度向上につながる取組として、協議会が積極的に広報するほか、商品化後はイベント等でのPRに活用する。

なお、外部に公表することが望ましくないもの等については、広報する内容を事前に協議して決定する。

9. その他留意事項

- ・申請は随時受け付けるが、認定事業の補助対象金額が予算の上限に達した場合は、申請を受け付け出来ない場合がある。

10. 応募方法

「11. 事務局・問い合わせ先」の宛先に郵送、もしくはメールで提出

※申請前に必ず事前相談を行ってください。

11. 事務局・問い合わせ先

まつやま農林水産物ブランド化推進協議会事務局（松山市 農林水産部 農林水産振興課）

住所：〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2

TEL：089-948-6565 FAX：089-934-1908

e-mail：nouisinkou@city.matsuyama.ehime.jp